

# ひとり親家庭への支援

## (1) 経済的支援

### 児童扶養手当(母子・父子家庭)

離婚や死別・未婚等によりひとり親家庭となった、18歳到達年度末までの児童を監護している母や、監護し、かつ生計を同じくしている父または養育者に支給されます。また、児童の父や母に重度の障がいがある場合や、父や母に遺棄されている児童がいる場合なども対象となることがあります。(所得制限があります。)

※年金給付を受けられる場合は、ご相談ください。

参考：手当月額(所得によって加算額が変わります。)

児童1人の場合…10,740円～45,500円 児童2人の場合…5,380円～10,750円の加算

3人目からは児童が1人増えるごとに3,230円～6,450円の加算(令和6年4月)

※受給6年目からは、減額の対象となりますが、所定の届出書を提出していただければ減額されずに継続受給が可能です。

※法改正により手当額が変更される場合があります。

### 県遺児手当(母子・父子家庭)

離婚や死別・未婚等によりひとり親家庭となった、18歳到達年度末までの児童を監護している父、母または養育している人に支給されます。また、児童の父や母に重度の障がいがある場合や、父や母に遺棄されている児童がいる場合なども対象となることがあります。(所得制限があります。)

※年金給付を受けられる場合は、受給できません。

手当月額…児童1人につき 支給開始1～3年目…4,350円、4～5年目…2,175円、6年目以降…支給なし

### 市遺児手当(母子・父子家庭)

離婚や死別・未婚等によりひとり親家庭となった、18歳到達年度末までの児童を監護している父、母または養育している人に支給されます。また、児童の父や母に重度の障がいがある場合や、父や母に遺棄されている児童がいる場合なども対象となることがあります。

手当月額…児童1人につき 2,000円 ※義務教育終了後の児童については、所得制限があります。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 66-1108

## (2) 医療費助成

### 母子家庭等医療(父子を含む)

母子家庭の母とその子、父子家庭の父とその子及び父母のない子の福祉の増進のため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。対象となるのは、市内に住所があり、健康保険に加入し、母及び父の所得が児童扶養手当の所得制限額以下で下記に該当する人です。

- 18歳以下の者を現に扶養している配偶者のない女子及び配偶者のない男子
- 母子家庭の母及び父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の者
- 父母のない18歳以下の者 ※18歳以下の者とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者をいいます。

お問い合わせ先 保険年金課 ☎ 66-1102

### (3) 生活上の支援

#### 母子家庭等就業支援講習会

パソコン・介護職員初任者研修等の講習会を無料で受講することができます。  
定員を超えた場合は抽選になります。申し込み案内は、広報でもお知らせします。

#### 母子家庭等給付金事業

児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある母子家庭の母及び父子家庭の父が対象です。

##### ●自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または、父子家庭の父が、経済的自立のため教育訓練給付指定講座を受講した場合、受講料の60%相当額(最高限度額 修学年数×40万円 最大160万円)を支給します。

##### ●高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または、父子家庭の父が、経済的自立のために准看護師、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製薬衛生師・調理師等の資格取得のため、養成機関で修業した場合は、修業の全期間(上限4年)非課税世帯(月額100,000円)、課税世帯(月額70,500円)を支給します。(修学期間の最後の1年間は月額40,000円増額となります。)

修了後に修了支給給付金を非課税世帯は5万円、課税世帯は2万5千円を支給します。

##### ●高等職業訓練促進資金

入学準備金50万円 就職準備金20万円 資格を活かし継続して5年間従事した場合は返還を免除します。

#### 母子・父子寡婦福祉資金貸付事業

母子・父子及び寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、修学資金等、無利息で必要な資金の貸付を行っています。申し込みから貸し付けまでに2～3か月程度必要となります。  
支払いが済んでいる資金については対象外です。早めにご相談ください。詳細はお問い合わせください。

#### 母子家庭等日常生活支援事業

母子・父子及び寡婦家庭が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的事由により、一時的に生活援助のサービスが必要になった場合、その家庭に対して家庭生活支援員を派遣し、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とします。

サービスの内容は、対象家庭の居宅内での児童の世話、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、その他日常生活を営むのに必要な用務を行います。一部利用負担がある場合があります。

#### ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点からひとり親家庭の子どもに対して、学習機会の提供を行い、学習習慣の習得支援を行うことによりひとり親家庭の子どもの生活の向上を図ることを目的としています。

費用：無料(教材費用は自己負担)

**お問い合わせ先** 子育て支援課 ☎ 66-1108



母子家庭等の経済的自立を支援するために  
「母子家庭等就業支援センター」が名古屋にあります。  
さまざまな、支援サービスを行っていますので、ご利用ください。  
市役所子育て支援課に、パンフレット等をご用意しています。

